

第46号議案

中間市地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月16日提出

中間市長 福田 浩

中間市地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に居住環境が良好な賃貸住宅を整備し、子育て世代を中心とする世帯などの市内への定住及び市外からの移住を促進し、もって本市の発展に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他の法令の定めるところにより、地域優良賃貸住宅の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域優良賃貸住宅 地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年国住備第160号）第2条第9号に規定する賃貸住宅で、市が設置して管理するものをいう。
- (2) 駐車場 地域優良賃貸住宅に付設された駐車場をいう。

(設置)

第3条 子育て世帯その他地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供するため、地域優良賃貸住宅を設置する。

2 地域優良賃貸住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(入居者の資格)

第4条 地域優良賃貸住宅に入居することができる者は、規則で定める条件を備える者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第5条 地域優良賃貸住宅への入居を希望する者は、規則で定めるところにより、入居の申込みを行わなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みを行った者について地域優良賃貸住宅への入居を決定したときは、規則で定めるところにより、当該地域優良賃貸住宅の入居を決定された者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(家賃)

第6条 市長は、入居者から、市長が通知する入居可能日から当該入居者が地域優良賃貸住宅を退去した日までの間、家賃を徴収する。

2 地域優良賃貸住宅の家賃（以下「家賃」という。）は、近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう規則で定めるものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 近傍同種の住宅の家賃との均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 地域優良賃貸住宅について改良を施したことに伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第7条 市長は、入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたときその他特別な事情

があると認められるときは、規則で定めるところにより、当該入居者に係る家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(入居決定の取消し)

第8条 市長は、第5条第2項に規定する地域優良賃貸住宅の入居を決定された者が次の各号のいずれかに該当するときは、地域優良賃貸住宅の入居の決定を取り消し、当該住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により当該決定を受けたとき。
- (2) 第4条に規定する要件を備えていないことが明らかとなったとき。
- (3) 規則で定める期間内に入居の手続をしないとき。
- (4) 入居の手続を完了した日から15日以内に地域優良賃貸住宅に入居しないとき（特に市長の承認を得たときを除く。）。

(駐車場使用の申込み及び決定)

第9条 駐車場の使用を希望する者は、規則で定めるところにより、使用の申込みを行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により使用の申込みを行った者について駐車場の使用を決定したときは、規則で定めるところにより、当該駐車場の使用を決定された者（以下「使用決定者」という。）に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(駐車場の使用料)

第10条 駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、近傍同種の駐車場の使用料と均衡を失しないよう規則で定めるものとする。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 近傍同種の駐車場の使用料との均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したことに伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

(使用料の減免又は徴収猶予)

第11条 市長は、使用決定者が災害により著しい損害を受けたときその他特別な事情があると認められるときは、規則で定めるところにより、当該使用決定者に係る使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用決定の取消し)

第12条 市長は、使用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用決定者に対して、その駐車場の使用の決定を取り消し、当該駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により当該決定を受けたとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

- 2 前項の規定により駐車場の明渡しの請求を受けた者は、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 地域優良賃貸住宅の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域優良賃貸住宅の入居者の募集に関する業務
- (2) 地域優良賃貸住宅の入居及び明渡しの手続に関する業務
- (3) 駐車場の使用及び明渡しの手続に関する業務
- (4) 家賃等の収納に関する業務
- (5) 地域優良賃貸住宅の維持管理及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域優良賃貸住宅の管理に関し市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、法令、条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところにより、適正に地域優良賃貸住宅の管理を行わなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

名称	位置
中鶴地区地域優良賃貸住宅1号棟	中間市中鶴一丁目25番